

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和4年2月28日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社クローバーに対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和4年2月28日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社クローバー

代表者名：代表取締役 大山 勝敏

所在地：旭川市末広東2条12丁目3番11号

(2) 施設

施設名：住宅型有料老人ホーム しおん

所在地：旭川市神楽1条12丁目1番6号

類型：住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 身体的虐待を行った。（利用者を不必要に空き部屋に閉じ込めた。）

住宅型有料老人ホーム しおん（以下「当該有料」という。）の一部の入居者に対し、少なくとも令和3年10月頃から令和3年11月22日頃までの日中の時間帯において、当時空き部屋に、不必要に一部利用者を誘導し、部屋の外から自転車のワイヤーロックのようなもの（以下「ワイヤーロック」という。）で、廊下の手すりとドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にし、当該空き部屋に閉じ込め、身体的虐待（「緊急やむを得ない」場合以外に身体拘束・抑制を行う）を行った。

(2) 特別立入検査に対し、虚偽の報告及び虚偽の答弁を行った。

ア 旭川市から当該有料に対し、令和3年11月29日に、不適切なサービス提供が行われていたかについて調査し報告するよう口頭で指示しており、それに対し、当該有料から報告書（以下「事実確認に関する報告書」という。）が提出されたが、少なくとも令和3年9月又は10月頃から令和3年11月22日頃までの間、当時の当該有料の一部の入居者の居室に対し、部屋の外からワイヤーロックで、廊下の手すりとドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にしたにも関わらず、そのような事実はないということが記載されており、虚偽の報告を行った。

イ 当該有料を運営している株式会社クローバーの代表取締役及び当該有料の一部の

職員は、特別立入検査中に、旭川市福祉保険部指導監査課の職員からの質問に対し、次の内容について虚偽の答弁を行った。

(ア) 事実確認に関する報告書には、調査が行われた旨の記載がある。

しかし、実際は調査自体が行われていないのにも関わらず、「調査は行われた。」と答弁していること。

(イ) 少なくとも令和3年9月又は10月頃から令和3年11月22日頃までの間、当時の当該有料の一部の入居者の居室に対し、部屋の外からワイヤーロックで、廊下の手すりとドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にしたにも関わらず、「そのような事実はない」と答弁していること。

5 改善命令の内容

- (1) 高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。
- (2) 法令遵守を徹底すること。